農業農村工学会誌投稿要項

平成 19 年 9 月 21 日改正
2019 年 9 月 20 日改正
2020 年 12 月 15 日改正

1．　編集の基本方針

農業農村工学会誌企画・編集委員会（以下,「編集委員会」という）は，学会誌ができるだけ多くの会員に読まれ役立つものであるとともに，親しみやすいものであるよう心がけています。編集に当たっては，学会誌が農業農村工学関係者としての幅広い知識・教養を身につけ，また情報収集・意見交換を行う場として，さらに会員同士の連帯感を深める機関誌として役立つことを重視しています。そのため，報文・リポート等は，関心をもつ読者層が多い共通のテーマを優先し，狭い専門的な研究，難解な表現や内容のものは基本的に好ましくないと考えています。

なお，会員個人の専門的研究成果の発表は，学会誌とは別に農業農村工学会論文集（研究論文，研究報文，研究展望，研究ノート）に門戸が開かれています。

2．　原稿の種類

編集委員会では**表-1** に示すような形で，多くの会員のニーズに対応できるように多様な掲載区分を設けております。投稿者は，これらの区分のいずれかを指定して投稿してください。多くの会員の方々からの投稿を歓迎します。なお，いずれの区分にも入りにくい種類の投稿原稿については，編集委員会で改めて検討し，取り扱いを決めます。

また原稿には,

① 編集委員会から依頼する原稿（依頼原稿）
② 特集テーマについての公募等による原稿（公募原稿）
③ 自由に投稿できる原稿（自主投稿原稿）

の３種類の区別があります。

なお，自主投稿による報文・リポートは，編集の都合で小特集等に取り込むことや掲載時期が調整されることがあります。

3．　投稿者の資格

筆頭著者は農業農村工学会名誉会員，正会員，学生会員に限ります。ただし，依頼原稿の場合はこの限りではありません。

4．　投稿原稿の内容および具備すべき条件

投稿原稿は，原則的に未発表のものとし**表-1** の各掲載区分の内容および下記の条件に則していることが必要です。

① 多くの会員にとって有益であること。
② 報告する課題が明示され，それに対する記述が簡潔，明瞭で１編をもって完結していること。
③ 論旨がはっきりしていて,内容・表現等に誤りがないこと。
④ 極く少数の会員の興味しか引かない，狭い専門的課題に偏っていないこと。
⑤ 難解な文章，特殊な用語などが使用されず，多くの会員に想定される知識によって理解できること。
⑥ 著しく商業主義に偏っていないこと。
⑦ 関連文献の引用が適切であり，これらが広く公表されていること。

ただし，投稿原稿がすでに発表されている場合であっても，次に掲げるいずれかの項目に該当する場合は投稿を受け付けますので，既発表の内容については，その旨を本文中に明確に記述してください。

① 依頼原稿であって，同一著者が，ほぼ同じ内容を他誌に発表（投稿中も含む）している場合でも，本誌掲載のため構成し直したもの。
② 個々の内容については既に発表されているが，それを統合することにより価値のある内容となっているもの。
③ 限られた読者にしか配布されない刊行物および行政資料等に発表されたもの。

5．　公募原稿の手続き

公募原稿については，まず定められた期日までに A4 判，1,500 字以内（図表を含む）の要旨を提出してください。これにより特集への採用の可否を編集委員会で判定し，あらためて原稿の執筆依頼をいたします。

6．　原稿の書き方

原稿の書き方については,「農業農村工学会誌」原稿執筆の手引き（兼原稿作成用テンプレート）によります。下記学会ホームページをご参照の上，本テンプレートをご利用ください。

http://www.jsidre.or.jp/journal/

7．　閲読と掲載の採択について

7.1　投稿原稿の学会誌への掲載の採択は，編集委員会が決定します。

閲読は，投稿原稿が学会誌に掲載される原稿として，ふさわしいものであるかどうかを判定することを目的として行われます。

閲読者は，編集委員会が指名し，依頼します。編集委員会は，閲読結果と本誌編集の趣旨（前項 **4.** および**表-1**（内容）等）に照らし，表現の修正，加筆，書き換え等をお願いすることがあります。

7.2　指摘事項に対する対応表とともに修正原稿を事務局へ期日内に返稿してください。

なお，このように修正依頼をした場合，返稿後６カ月以内に再提出がない場合には不採択（小特集報文の場合は返稿期日厳守）とします。

8．　著者校正

受領後３日以内に校正し，原稿とともに返送してください。

9．　掲載された記事の著作権

学会誌に掲載された記事の著作権（著作財産権, copyright）は,（公社）農業農村工学会に帰属します。記事の全体または一部を他の著作物に利用する場合，事前に（公社）農業農村工学会の承諾を得るものとします。

ただし，著者個人，著者が帰属する法人または団体のウェブサイトにおいて，著者が自ら創作した掲載記事を掲載する場合は，下記の２つを条件に該当記事の電子著作物について掲示することを認めます。

① 掲載によって生じる結果に対して責任を著者が負うこと。
② 掲載記事の著作権（著作財産権，copyright）が（公社）農業農村工学会に帰属することをウェブサイト上に明示すること。

10．　原稿料

依頼原稿については,別に定める基準により原稿料を支払います。

11．　別　刷

別刷の贈呈はなく，希望者には有料にて作成いたします。

12．　原稿の提出先

原稿（電子媒体を原則とする。）の提出先は,（公社）農業農村工学会内「農業農村工学会誌企画・編集委員会」（henshu@jsidre.or.jp）といたします。

表-1　学会誌の掲載区分（2020 年 12 月 15 日改正）

区　分		規定ページ	内　　容	備　　考
表紙	表紙写真	1 枚	農業農村工学会に関わりがあり，かつ表紙を飾るにふさわしい写真，およびそれに準ずるもの。別途 Cover History 掲載	公募
巻頭	目次	4，5，6 ページ	(1) 見開き和文目次 (2) 英文目次	
	口絵	1，2 ページ	農業農村工学のトピックス，災害・復旧・復興現場，海外，その他のカラー写真（画質指定）	依頼，自主投稿（表紙写真に類似するものおよび報文に関連する写真，図は除く。掲載は年 2 回程度）
	展望	2 ページ (2,000 字)	斯界のオピニオンリーダーに農業農村工学を語ってもらう	依頼原稿（顔写真添付）
学術・技術リポート	報文	4 ページ (8,000 字)	農業農村工学に関わる学術，技術，事業，政策，教育などを対象とし，多くの会員にとって有益なもので，技術の開発・改良・適用の事例，現象の分析・把握，課題の提起などについて著者の考察，見解が含まれているもの	依頼原稿，公募原稿，自主投稿原稿（筆頭著者顔写真，著者紹介，英訳表題，キーワード，内容紹介添付）
	リポート	4 ページ (8,000 字)	学術，技術，教育などを総括したもの，特定のテーマ・技術分野について解説したもの，シンポジウム等で報告された内容をまとめたもの，学生会員からの研究報告，および，国際会議・国際交流，海外事情等の報告	依頼原稿，公募原稿，自主投稿原稿（著者顔写真，紹介，英訳表題，キーワード，内容紹介添付）
	行政の窓	4 ページ (8,000 字)	政策に関する事項	依頼原稿，自主投稿原稿（顔写真，紹介，英訳表題，キーワード，内容紹介添付）
	技術リポート	2 ページ (4,000 字)	農業農村工学に関わる現場報告や事例，技術の工夫，地域として特色のある工法の紹介など。特に現場技術者にとって有益となる内容のもの	依頼原稿，自主投稿原稿［投稿希望者は各学会支部まで］（著者顔写真，紹介，英訳表題，キーワード，内容紹介添付）
	講座	4 ページ (8,000 字)	農業農村工学に直接・間接に関係する学術や技術などについてテーマを定めて体系的に解説する連載講座	依頼原稿，自主投稿原稿（6～12 回シリーズ，単独または共著：英訳表題，キーワード，内容紹介添付）
	小講座	1 ページ (1,800 字)	新制度および科学の発展，技術の開発などによって生じた用語やその他会員にとって有益とみなされる用語の解説	依頼原稿，自主投稿原稿（英訳表題，キーワード添付）
コミュニティ・サロン	Cover History	2 ページ (4,000 字)	表紙写真由来	依頼原稿（表紙写真採用者）
	私のビジョン， エッセイ	3 ページ (5,300 字)	提言，ビジョンなど会員の意見	依頼原稿，自主投稿原稿（著者顔写真添付）
	論文をかたる	2 ページ (4,000 字)	発表された研究論文の背景などについて著者に語ってもらう	依頼原稿，自主投稿原稿（著者スナップ写真添付）
	学会ニュース	1 編 (1,200 字程度)	「行政機関などが発表した報告・資料」，「計画・設計・管理に関する基準・指針」，および，「内外の農業農村工学界の出来事」等のうち学会員に有益と思われるもの	依頼原稿，自主投稿原稿
	地域だより	2 ページ (4,000 字)	地域の歴史，文化，イベントなどの紹介	自主投稿原稿
	オフィスだより	2 ページ (4,000 字)	職場・現場などの紹介や会員の声	自主投稿原稿
	キャンパスだより	2 ページ (4,000 字)	キャンパスの紹介や学生会員の声	自主投稿原稿
	委員会・部会報告， 通信教育問題	2 ページ程度 (4,000 字程度)	委員会報告および部会研究集会，支部講演会の発表報告，技術者継続教育機構通信教育問題など	
	書評	(1,200 字)	新刊図書の書評，紹介など	依頼原稿，自主投稿原稿
	私の薦める本	(1,200 字)	新刊図書の紹介など。※図書執筆者が非会員	自主投稿原稿
インフォメーション・コーナー	会告		(事務局作成)	
	論文集内容紹介		(事務局作成)	
	PWE 誌論文等紹介		(事務局作成)	
	技術者継続教育機構 認定プログラム一覧		(事務局作成)	
	学会記事		(事務局作成)	
その他	特別寄稿	2 ページ (4,000 字)	展望に準ずる内容	依頼原稿
	特別報告	2 ページ (4,000 字)	内容はリポートやニュースに準ずる。ただし数編によりまとめたもの	依頼原稿

※なお，編集委員会が必要と判断した場合は，新たに掲載区分を設けることがある。
※下線が追記・修正箇所

農業農村工学会誌原稿閲読基準

（平成 14 年 2 月 19 日改定）
（平成 19 年 9 月 21 日改正）
（2019 年 9 月 20 日改正）

農業農村工学会誌（以下,「学会誌」という）は，学会の機関誌であり，会員にとって有益な学術，技術，教育等農業農村工学に関する専門情報，あるいは情報交換の場を提供する専門誌である。そのため学会誌投稿要項に示すように，なるべく多くの会員に読まれ役立つものであり，かつ親しみやすいものであることを編集の基本としている。

原稿の閲読は，農業農村工学会誌企画・編集委員会（以下,「編集委員会」という）が学会誌への掲載の可否を判定するための材料を提供することを目的とする。

1．閲読の姿勢

閲読は，投稿された原稿が学会誌に掲載されるにふさわしい内容と水準を保持しているものであるか否か，また原稿の中に明らかな誤りがないか，読者に読みやすいものであるかなどを判定するために行う。したがって，投稿者の見解や原稿の内容を批判したり，指導したりするものではない。

2．閲読者

1） 編集委員会が該当原稿の内容からみて，適当と思われる人に閲読を依頼する。
2） 報文・リポートについては，原則として当該原稿について造詣の深い人に依頼する。
3） コミュニティサロンの原稿は，編集委員会の関係小委員会で閲読する。
4） 閲読者の氏名は公表しない。
5） 著者との折衝は，すべて編集委員会が行い，閲読者が直接著者との折衝はしない。
6） 報文・リポートの原稿については，閲読者は２名とし，そのほかは１名とする。
7） 同一執筆者による連続した数本の報文については，原則として閲読者の一人を固定して内容の重複等のチェックに当たる。ただし，閲読者を固定するか等の最終決定は編集委員会で議論し，委員会の責任で実施する。
8） 閲読者は閲読上知り得た情報については，これを外部に漏らしてはならない。

3．閲読基準

1） 投稿された原稿が，学会誌投稿要項に則ったものであるかどうかを判定するものとする。なお，要項では原稿が次の条件に則していることを求めている。
① 多くの会員にとって有益であること。
② 報告する課題が明示され，それに対する記述，内容が簡潔，明瞭で１編をもって完結していること。
③ 論旨がはっきりしていて，内容・表現等に誤りがないこと。
④ 少数の会員の興味しか引かない，狭い専門的課題に偏っていないこと。
⑤ 難解な文章，特殊な用語などが使用されず，多くの会員に想定される知識によって理解できること。
⑥ 著しく商業主義に偏っていないこと。
⑦ 関連文献の引用が適切であること。
2） 報文・リポートは，農業農村工学の学術ならびに技術に関連して会員にとって特に有益とみなされるもの。
3） 私のビジョン等コミュニティサロンの原稿は，広く農業農村工学の学術ならびに技術に関連して会員の参考になるとみなされるもの。

4．閲読後の取扱い

閲読結果は，編集委員会で，次のように処理する。

1） すべての閲読者の判定が①「適」の場合は，そのまま掲載について検討する。
2） 判定②「条件付き適」が含まれる場合は，閲読者の意見を勘案し，編集委員会は著者に加筆，訂正を求める。もちろん，この間編集委員会は著者に対し，原稿の内容に関して指導的立場に立つものではない。

また，編集委員会の判断により，第三の閲読者を依頼することもある。

3） すべての閲読者の判定が③「不適」の場合は，編集委員会は原則として掲載不可と判定するものとし，不適の理由を付して著者へ通知する。

ただし，編集委員会の判断により，さらに第三の閲読者を依頼することもある。